

監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件の引き上げについて

建設業法施行令の一部が改正され、平成28年6月1日より下表のとおり監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が引き上げられることになりました。

		改正前	改正後
1. 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請け契約の請負代金の下限及び民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請け契約の額の下限について	建築一式工事	4,500万円	6,000万円
	建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円

		改正前	改正後
2. 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を、専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について	建築一式工事	5,000万円	7,000万円
	建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円

以上